瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２５号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和６２年瀬戸市規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償の額） 第１０条　条例第１５条の規則で定める金額は、３３万円に補償基礎額の３０倍に相当する額を加えた金額とする。	（葬祭補償の額） 第１０条　条例第１５条の規則で定める金額は、３１万５，０００円に補償基礎額の３０倍に相当する額を加えた金額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

２　改正後の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第１０条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

３　適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第１０条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第２項の規定による金額により支給されたもの（その額が６６万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第１０条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。